

国保組合共通システム
提案依頼書

平成 30 年 5 月 1 1 日

全国国民健康保険組合協会

目次

1. システム概要	1
(1) システムの背景	1
(2) システムの目的・方針	1
(3) 現行システム概要	2
(4) 現行システム内容	3
2. 提案依頼事項	9
(1) 提案の範囲	9
(2) 調達内容・業務の詳細	9
(3) システム構成	9
(4) 品質・性能条件	10
(5) 信頼性条件	10
(6) システムの中立性条件	10
(7) ソフトウェア保守条件	11
(8) 運用条件	11
(9) 事業継続性要件	11
(10) ハードウェア保守条件	12
(11) 納期およびスケジュール	12
(12) 納品条件	12
(13) 定例報告	12
(14) 開発推進体制	13
(15) 開発管理・開発手法・開発言語	13
(16) 移行条件	14
(17) 保守条件	14
(18) 費用見積	14
(19) 貴社情報	15
3. 提案手続き	16
(1) 提案手続き・スケジュール	16
(2) 提案依頼書 (RFP)に対する対応窓口	16
(3) 提供資料	16
(4) 参加資格条件	17
(5) 選定方法について	17

4. 開発に関する条件.....	18
(1) 開発期間.....	18
(2) 作業場所.....	18
(3) 開発用コンピュータ機器・使用材料の負担.....	18
(4) 全協からの貸与資料.....	18
(5) 全協からの提供物件.....	18
5. 契約事項.....	19
(1) 発注形態.....	19
(2) 検収.....	19
(3) 支払条件.....	19
(4) 保証年数（瑕疵担保責任期間）.....	19
(5) 機密保持.....	19
(6) 著作権等.....	19
(7) その他.....	19

1. システム概要

(1) システムの背景

全国国民健康保険組合協会（以下、「全協」という。）では、平成 24 年 10 月より国民健康保険組合（以下、「国保組合」という。）の共通的な業務をシステム化し国保組合にサービス提供してきた。

サービス開始より 5 年が経過し、制度の変更や I T 環境の変化により、ソフト面・ハード面含めて見直しの時期に来ていることから、今回システムの再構築を行うこととした。

(2) システムの目的・方針

① 懸案事項

(ア) 制度改正等による医療保険者業務と情報システム要件の変化

現行の国保組合共通システム（以下、「共通システム」という。）は平成 23 年 11 月に要件定義が行われ、制度改正対応や組合要望による改修・機能の追加を行ってきたが、徐々に、医療保険者に求められる業務と当初共通システムで実現できる業務との乖離が発生している。

また、平成 32 年 8 月本格運用開始とされている『オンライン資格確認』に対応するためには、システムのキー情報となる「被保険者番号」に変更があるため、大規模な改修が見込まれる。

(イ) 共通システム用機器等の老朽化

共通システムの開発ベースとなっている OS、データベースソフト、ミドルウェア等のソフトウェアはリリースから 10 年近く経過し、サポート終了・サポートレベル低下が見込まれる。

また、機器についても初期導入（平成 24 年）から 5 年が経過し、機器障害等の発生で安定稼働ができなくなる可能性が高まるため、機器の更新が必要となっている。

(ウ) セキュリティの強化

共通システムは、独立したネットワーク運用となっているものの ID・パスワードのみでの運用となっているためセキュリティの強化が必要である。

また、業務の継続性として、他拠点でのバックアップも検討課題となる。

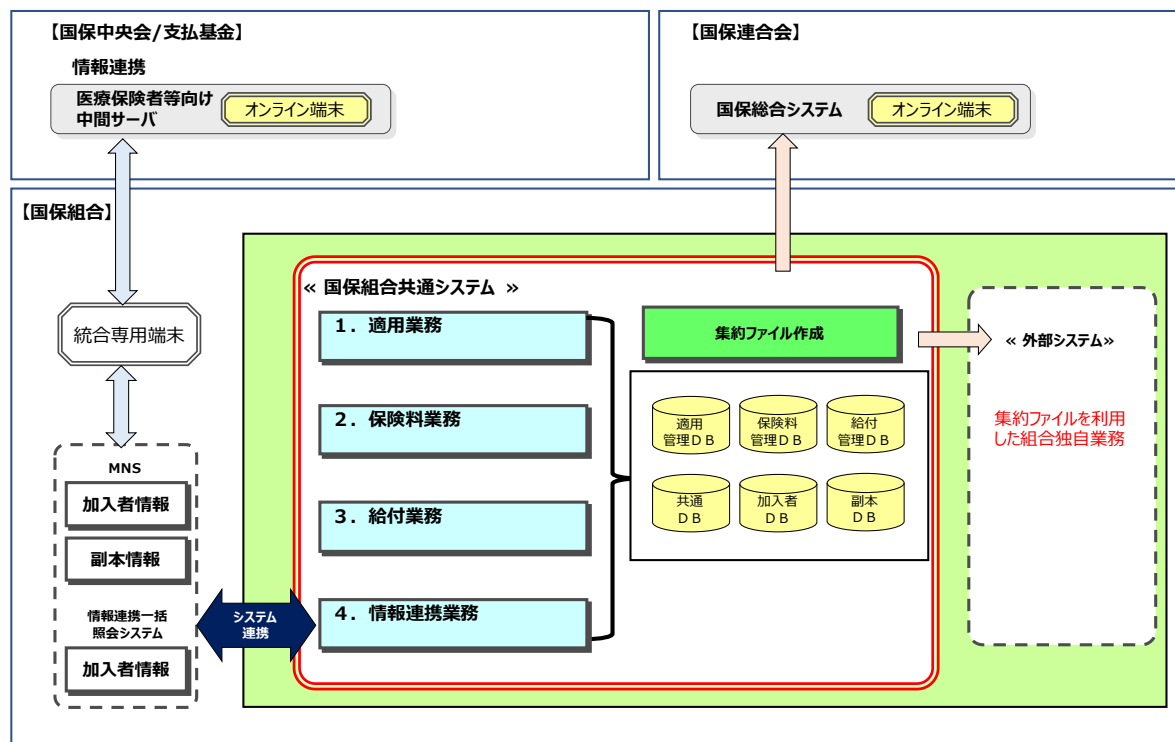
② 目的と方針

(ア) 基本機能を除き各国保組合で必要な機能（例：適用機能）を、機能単位に利用できる柔軟な構成にすることで導入効果を期待する。

(イ) データベース等ソフトウェアの導入コストと導入後の保守コストを抑えたシステムを構築することで、国保組合の費用負担を軽減する。

(ウ) 総務省が推奨しているセキュリティに準じる。

(3) 現行システム概要



① 共通システム（上記の二重線枠部分を今回、再構築を行う）

(ア) 「適用業務」、「保険料業務」、および「給付業務」から構成される国保組合向けの業務運営を行うシステムである。

(イ) 集約ファイル作成

共通システムの主要DBを抽出条件にて集約ファイルを出力する。

(SHIFT-JIS と Unicode(UTF-8) の2種類のCSVファイルを出力)

(ウ) 情報連携

(a) マイナンバー運用管理システム（以下、「MNS」という。）連携業務

MNSに対して加入者情報、副本情報の連携を行う。

(b) 情報連携一括照会システム連携業務

地方税情報の連携を行う。

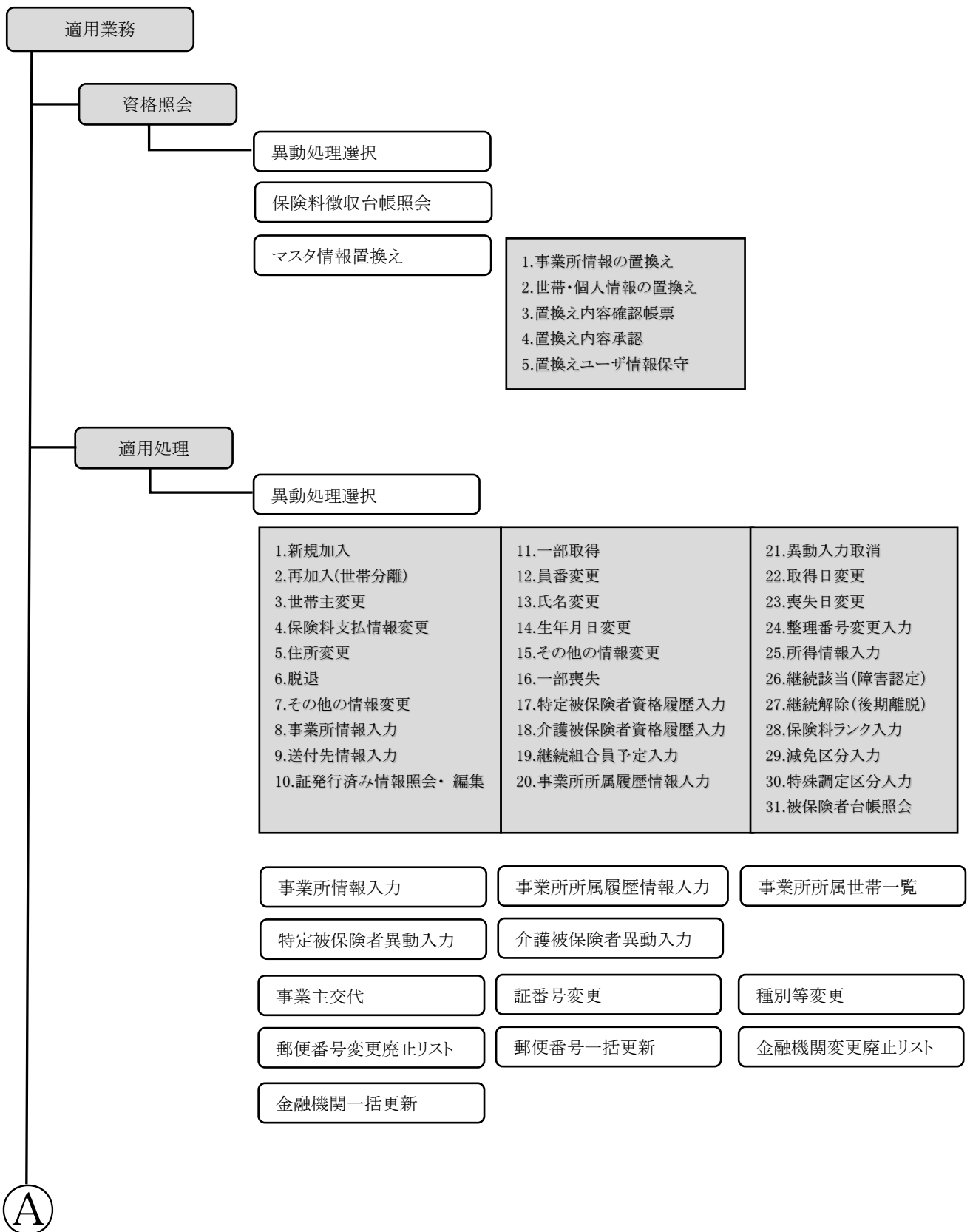
② MNS

組合システム（共通システム等）から受取った「加入者情報」、「副本情報」を、統合専用端末経由で医療保険者等向け中間サーバにアップロードおよびダウンロードを行い、データ変換と管理を行う。

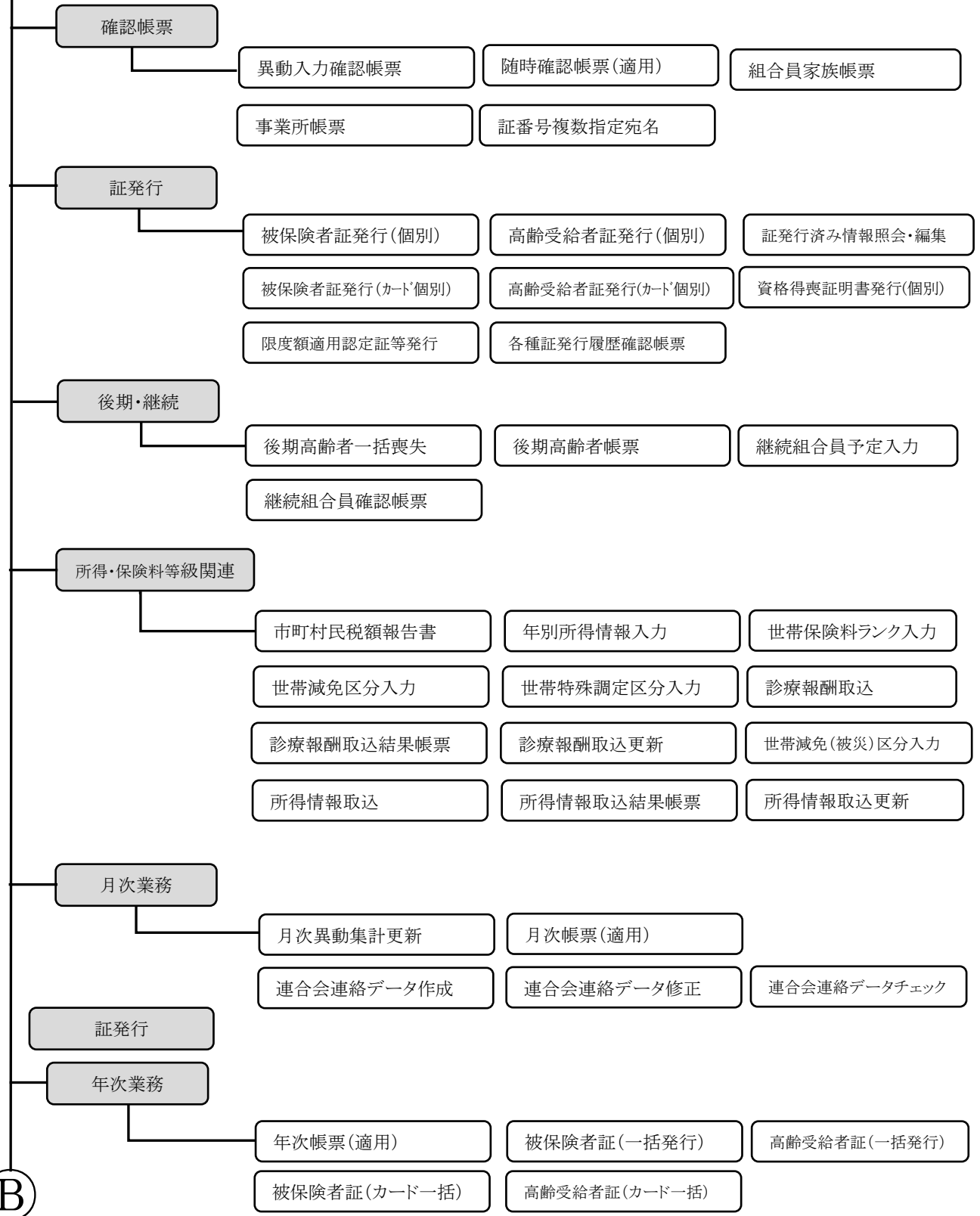
③ 情報連携一括照会システム

統合専用端末経由で医療保険者等向け中間サーバより加入者の税情報を収集し管理を行う。

(4) 現行システム内容



A



B

B

定期的な資格確認

任意コード情報保守

定期的な資格確認帳票出力
(資格確認調査票)

定期的な資格確認
(世帯一括入力)

定期的な資格確認
(事業所一括入力)

定期的な資格確認
(被保険者(世帯)情報入力)

定期的な資格確認
(事業所情報入力)

定期的な資格確認
(被保険者一覧表)

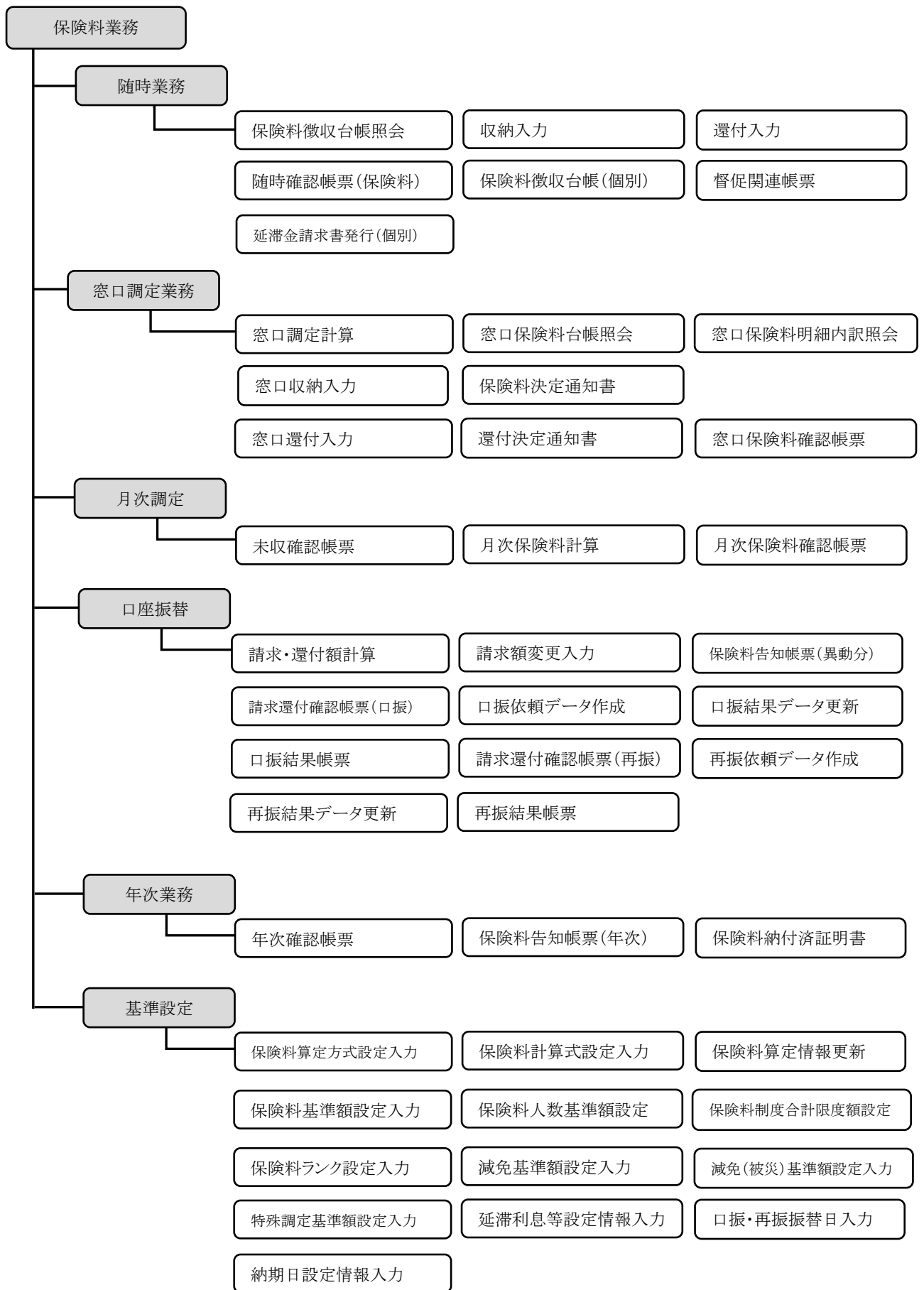
定期的な資格確認
(事業所一覧表)

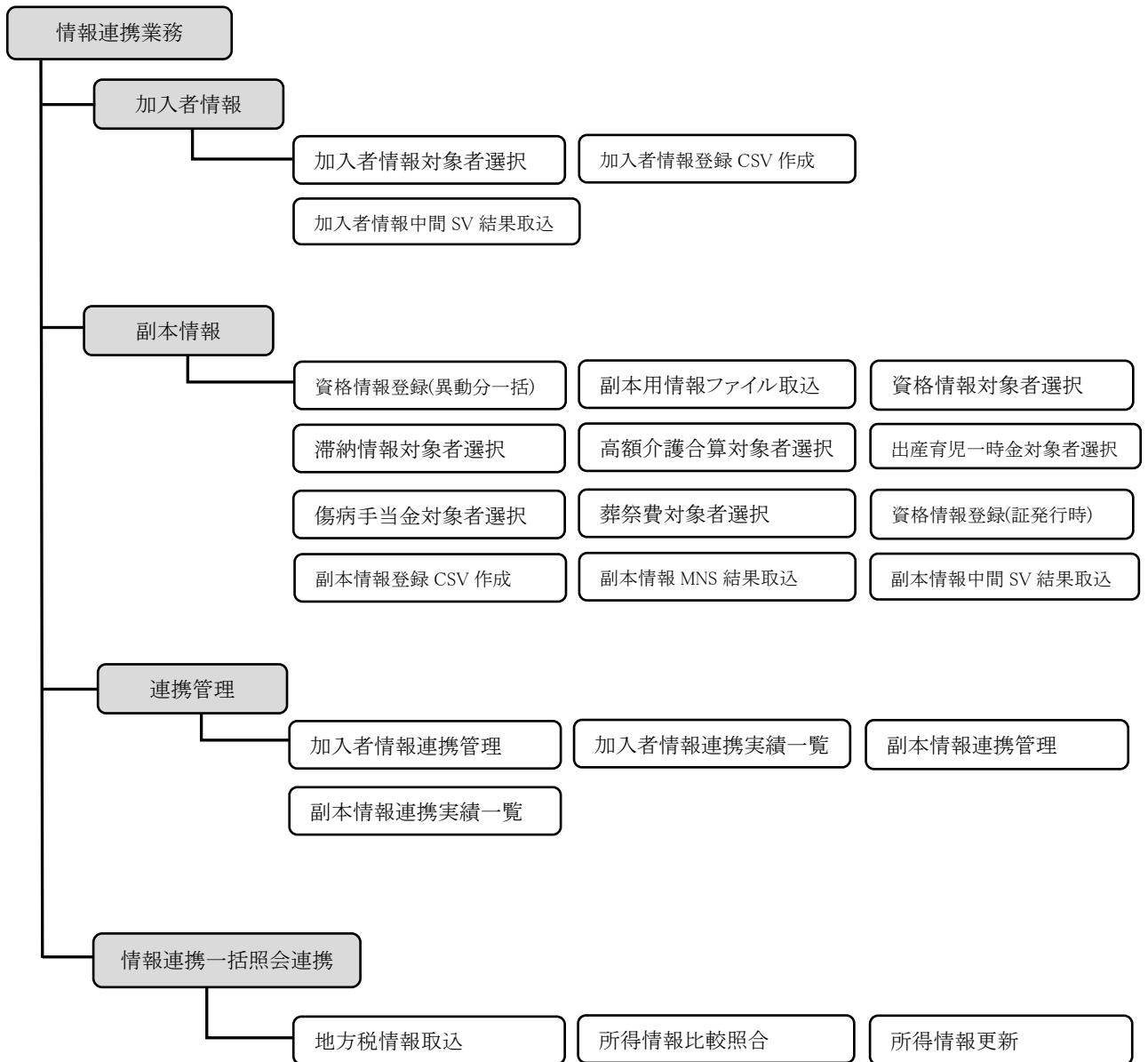
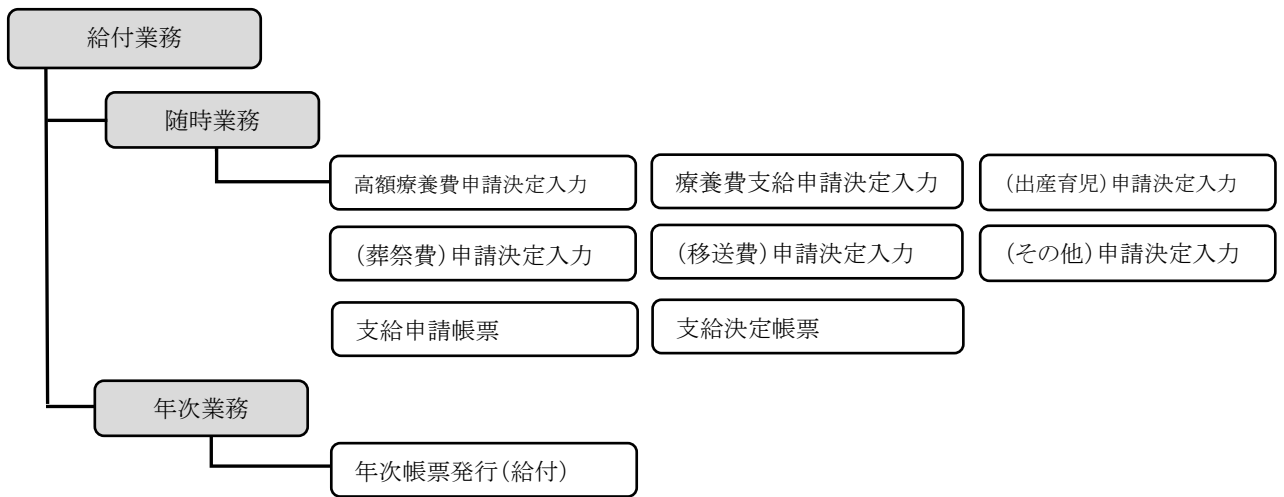
年次業務

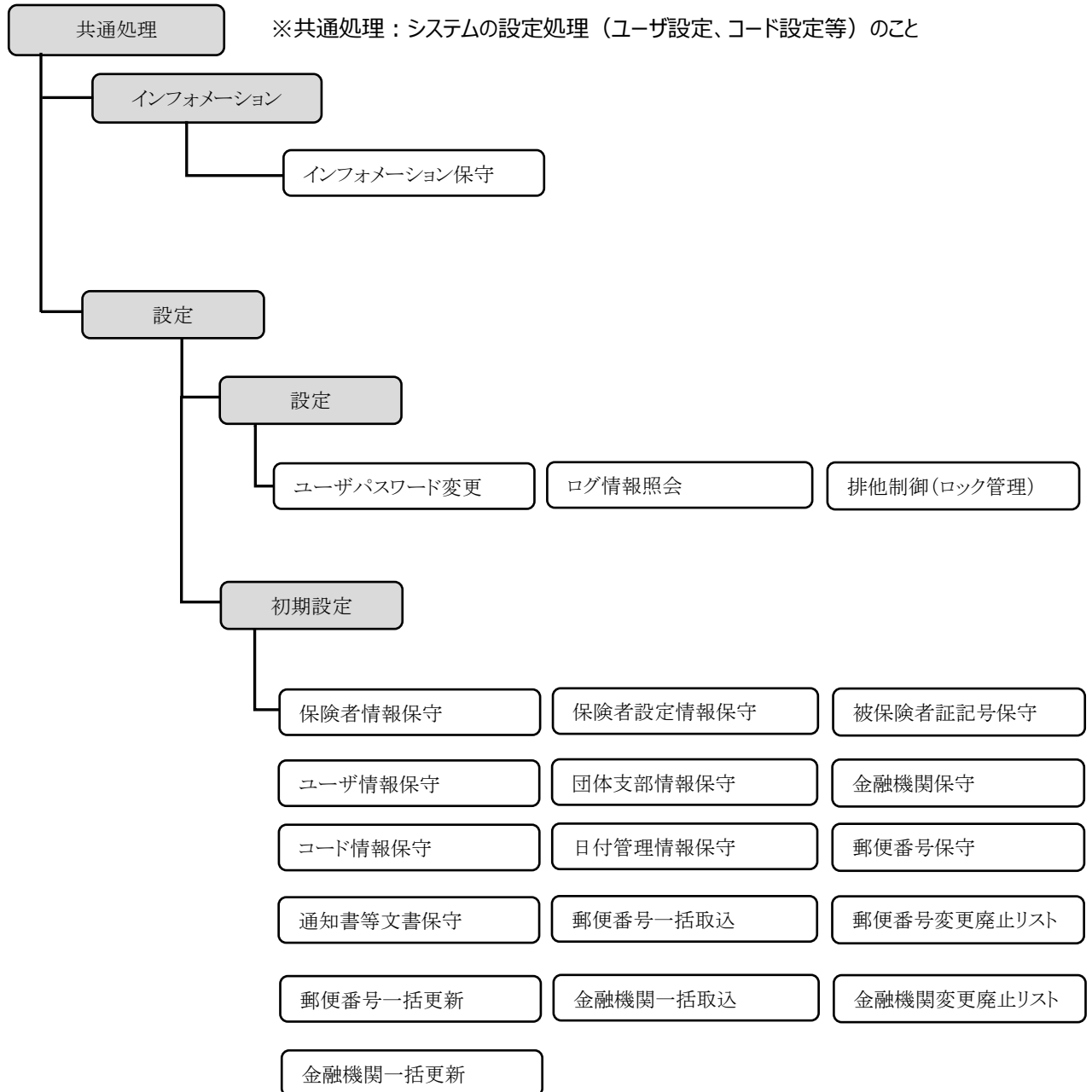
給付割合判定情報入力

被保険者証出力設定

高齢受給者証出力設定







2. 提案依頼事項

(1) 提案の範囲

今回提案を依頼するシステムは、以下のとおり。

●国保組合業務（「適用業務」、「保険料業務」、「給付業務」、「情報連携業務」）全般

- ① 必要とする機能は後記「(2) 調達内容・業務の詳細」を参照。
- ② 情報システムの設計・開発・導入・保守および運用の具体的な実現方法を提案すること。

(2) 調達内容・業務の詳細

① 調達内容

(ア) システム構成を提案。

(a) 提案プラットフォーム

(b) クラウドを提案の場合の参考値は、以下のとおり。

利用想定値（組合数：70、同時アクセス数：80、
組合員最大被保険者数：100,000、総被保険者数：1,500,000）

(c) ハードウェア（サーバ、クライアント）、ソフトウェア、バックアップ装置

(d) その他

被保険者証印刷で、カードプリンタを使用している組合がある。

(イ) 国保組合側にテスト環境を持てる仕組みを実現すること。

② 業務の詳細

(ア) 構築する業務の詳細を提案すること。

(イ) 国保組合において、個別のカスタマイズ対応が発生した場合の考え方を提案すること。

(3) システム構成

システム構成を提案すること。

① アプリケーションソフト

(ア) 国保組合業務システム

システム化によって、前記「(1) 提案の範囲、(2) 調達内容・業務の詳細」を実現できると。

(イ) 外部システム連携

以下のシステムと外部インターフェイスにてオフライン連携している。

(a) 国保総合システム

(b) M N S

(c) 情報連携一括照会システム

(d) 組合独自システム（組合が独自に運用しているシステム）

(ウ) 移行データ

(a) 稼働している共通システムからの移行

(b) 共通システム以外からの移行

(工) ハードウェアおよびネットワーク

提案するシステムに必要なハードウェアおよびネットワーク構成を明記すること。

② セキュリティ

本システムが安定的な稼働を実現するよう、下記の要件を満たすことに加えて、貴社で提案するセキュリティ機能あるいは追加機能を明記すること。

セキュリティ要望

(ア) ネットワーク対応においてはファイアウォール、暗号化などを考慮のこと。

(イ) 情報の機密性・完全性・可用性が保たれること。

(ウ) システムの脆弱性を定期的に検査し、指摘事項に対して対応すること。

(4) 品質・性能条件

提案するシステムの品質・性能保証として、次の要件を満たすことを条件とする。

なお、検収テストにおいて確認できることを前提とする。

① サービスレベル

(ア) 標準的な画面のレスポンスタイムは通常 4 秒以内、最大 8 秒以内。

(イ) その他運用制限があれば明記すること。

② トランザクションレベル

リアルタイム処理が原則、一貫性および整合性を維持するために十分な排他制御が行われていること。

③ 国保組合被保険者数に関わらず、同一の品質・性能であること。

(5) 信頼性条件

以下を実現するための構成や方式の考え方について提案すること。

なお、その際条件等も含めて、複数案の提示があっても良い。

① 誤操作を行った場合にも、安易にデータが消去されないよう、必要な措置を明示すること。

② 本システムの機能および本システムにて取り扱うデータは、その機能およびデータの利用権限を持つ利用者のみが利用可能であること。

③ 情報の保全性を確保するとともに、情報の正確性および完全性を維持するために情報の二重化および日次バックアップの取得を実施する。

また、その他必要な措置を明示すること。

④ 本システムの運転中に何らかのトラブルが発生した際に、その原因を追究できるよう必要なログを出力可能とするとともに、その出力するログのレベル設定を可能とすること。

(6) システムの中立性条件

提案するシステムは、次の条件を満たすこと。

① 本システムは特定製品・技術に依存せず、他事業者がシステムの保守、運用および拡張を引き継ぐことが可能であること。

② 本システムの移行時に、円滑なデータ移行が可能なシステム構成であること。

- ③ 本システムの設計・開発にて採用する技術が貴社のみが知りうる情報に基づいておらず、保守および将来の拡張性を他の事業者へ引継ぐことが可能であること。設計にあたっては、特定の事業者の設計技法に偏ることがないように標準的な設計技法を用い、仕様が公開されている柔軟性の高い技術を用いること。
- ④ アプリケーションプログラミングインターフェイスはすべて全協に公開可能とすること。
また、他事業者へシステムの保守、運用および拡張を引き継いだ場合においても、引き継いだ事業者へ公開可能とすること。

(7) ソフトウェア保守条件

提案するシステムは、次のソフトウェア保守条件を満たすこと。

- ① 不具合発生時に早急な修正対象の特定と修正計画が可能な仕組みを用意すること。
- ② ソフトウェアのバージョン管理を適切に行える仕組みを提供すること。
- ③ ソフトウェア構造を明確にし、仕様変更時や障害対応時の影響範囲の把握および妥当性検証を省力化するための工夫をすること。
- ④ セキュリティホールが発見された場合の設定の変更やセキュリティアップデートの適用等の対策、その実施に先立つ調査・検証を適宜行うことを想定した仕組み、または手順を提供すること。

(8) 運用条件

- ① 職員の利用時間および利用時間帯
1日の業務利用時間は、9:00～17:00を想定。
- ② システム利用のピーク時間・日・時期
 - (ア) 曜日：主に月曜日～金曜日
 - (イ) 毎月：上旬（月次更新、保険料調定、連合会連携）
 - (ウ) 期間：3月～5月（異動入力時期）※日々におけるピーク時間および曜日によるピークは特に定まっていない。

(9) 事業継続性要件

クラウドを提案する場合、下記を考慮した事業継続性要件を提案すること。

なお、オンプレミスを提案する場合でも、下記を考慮した提案をすること。

- ① 事業継続に関わるリスクとして以下を想定している。
 - (ア) 地震、火災、風水害等、攻撃等による直接的なセンター設備および情報システムの損壊。
 - (イ) センター周辺のライフライン（電力、通信、交通等）の機能不全による情報システムの長時間停止。
 - (ウ) 新型インフルエンザウイルス等によるパンデミックおよび人員や交通機関の被災等によってセンター保守運用者が不在になる場合。
- ② 事業再開にあたっての条件
 - (ア) 前述の想定リスクに対しては、システム運用をバックアップセンターへ切替え、バックアップセンターのシステム資源および要員体制の範囲内での縮退運用により業務を継続することを検討している。

なお、本調達に関する移行の際、バックアップセンターへのデータ移行、システム切替を行うこと。

(10) ハードウェア保守条件

オンプレミスを提案する場合、オンライン中にも保守対応が可能にすること。

(11) 納期およびスケジュール

開発するシステムの本稼働開始は、以下のとおり。

下記を前提にスケジュール案を提示すること。

① 本稼働開始年月日

平成31年11月1日

② スケジュール

(ア) 契約締結後検収までのスケジュール案を明記すること。

(イ) 工程におけるマイルストーンを明記するとともに、工程名称、工程期間、工程目的、工程での管理項目、定例報告、およびレビューの予定を明記すること。

なお、定例報告およびレビューについては、後記「(13) 定例報告」で内容を記述すること。

(ウ) ソフトウェア・ハードウェア導入時期、テスト期間、業務並行テスト期間、検収テスト、およびユーザー教育等についてその時期を明記すること。

(エ) 納品物の納入時期を明記すること。

(12) 納品条件

① 納品場所

全国国民健康保険組合協会

② 納品物（紙媒体1部、電子媒体（DVD）1枚）

(ア) 要件定義書

(イ) 基本設計書

(ウ) 画面・帳票

(エ) モック

(オ) 詳細設計書

(カ) テスト計画書、テスト結果報告書

(キ) 機器調達要件

(ク) システムセットアップ手順書

(ケ) システム操作マニュアル

(コ) システム運用マニュアル

(サ) 打合せ議事録

(シ) システム一式（開発プログラム・ソースコード等）

(13) 定例報告

以下の定例会を設ける。

- ・①は開発会社メインの定例報告会となる。
- ・②は、全協と国保組合等との定例の会議となる。

① 開発会社

定例報告並びにレビュー計画は、スケジュールおよびその方法を明記すること。

(ア) 定例の進捗報告会

定例の進捗報告会を設定すること。進捗報告内容を明記すること。

(イ) レビュー

基本設計書、詳細設計書、テスト計画書、および検収テスト計画書については、共同レビューとする。

貴社単独レビューについても明記すること。

② ワーキンググループ

月 1 回程度 システム化に向けたテーマで行う。

(14) 開発推進体制

① 前提条件

(ア) 統括責任者

過去 5 年間に於いて以下の実績を有すること。

- (a) システム開発のプロジェクトリーダーとして実施した経験を有すること。
- (b) 医療保険者において適用業務、保険料業務、給付業務のシステム設計経験を有すること。
- (c) 5 年以上のプロジェクトマネジメント経験を有すること。
- (d) 本調達システムが正常に稼働するまでの間、本業務を継続して担当すること。

(イ) プロジェクトリーダー

- (a) 国保組合のシステム開発を実施した経験を有すること。
- (b) 適用業務、保険料業務、給付業務のシステム設計の経験を有すること。
- (c) データベースに関する知識を備え、データベースに係る設計・構築の経験を有すること。
- (d) 本調達システムが正常に稼働するまでの間、本業務を継続して担当すること。

② 開発拠点

(ア) 開発拠点を明記すること。

(イ) 海外にオフショアをする場合も明記すること。

(15) 開発管理・開発手法・開発言語

① 開発管理・開発手法・開発言語について、以下の項目を提案すること。

- (ア) 進捗管理実施要項
- (イ) 品質管理実施要項
- (ウ) レビューの手順
- (エ) Q A 課題管理実施要項
- (オ) 障害管理実施要項

- (カ) 変更管理実施要項
- (キ) システム開発手法
- (ク) 開発にあたって使用する言語、開発ツール、アプリケーションソフト等の製品

(16) 移行条件

- ① 以下のケースによる移行手順および移行スケジュールを提案すること。
 - (ア) 共通システム稼働組合：国保組合共通システムからの移行
 - (イ) 共通システム未稼働組合：独自の組合システムからの移行
- ② 移行後の検証方法を明記すること。
- ③ 移行に伴いライセンスを伴うツールおよびオープンライセンスのツールを使用する場合は、製品を明記すること。

(17) 保守条件

提案システムの保守体制およびその方法を明記すること。

ただし、全協で要望する保守要望は、以下のとおり。

- ① 対応時間
問い合わせ対応時間は 9:00～17:00
- ② 保守内容
システムソフトウェア保守、ハードウェア保守方法について、障害時対応拠点、対応時間帯、保守開始までの時間について明記すること。
- ③ 個人情報の取扱いについて
保守における個人情報の取扱いについて、貴社の取扱い内容を明記すること。
- ④ 保守体制
保守要員は、開発に携わったメンバーを含めること。

(18) 費用見積

以下の費用見積を提示すること。

なお、要件定義終了後再見積を行うことを前提とする。

そのほかに前提条件がある場合、その内容を明記すること。

- ① 開発見積
本システムの開発にかかる費用見積。
- ② 運用保守見積
5年間分の運用保守費用見積。
- ③ クラウドサービス費用（※システム構成プラットフォームにクラウドを提案する場合）
 - (ア) 5年間分のクラウドサービス費用見積
 - (イ) サービス仕様を明記なお、クラウドサービスを貴社以外で行う場合の契約は、貴社側で行うことを前提とする。
- ④ オンプレミス費用（※システム構成プラットフォームにオンプレミスを提案する場合）

- (ア) ハードウェア費用
- (イ) ソフトウェア費用
- (ウ) ハードウェア・ソフトウェア保守費用（5年間分）

(19) 貴社情報

貴社に関する下記の情報を明記すること。

- ① 貴社情報
 - (ア) 貴社名
 - (イ) 代表者名
 - (ウ) 所在地：郵便番号、住所、電話番号、ホームページアドレス
 - (エ) 組織
 - (オ) 貴社提案責任者氏名、および類似システムの経歴
 - (カ) 貴社担当者名：郵便番号、住所、電話番号、電子メールアドレス
 - (キ) 契約関連担当者氏名
- ② 貴社の実績
情報システム導入に関する実績
- ③ 提案システム導入実績
提案システムと同様な分野のシステムの構築・導入実績
(システム実績を含めて可能な限り具体的に記述すること)
- ④ 決算書の添付
過去3年間の決算書。
- ⑤ 貴社の事業概要
事業概要が分かる、会社案内等の資料を添付。

3. 提案手続き

(1) 提案手続き・スケジュール

① 提案書提出について

- (ア) 提案書の提出期限：平成30年6月15日（金曜日）15時（必着）
- (イ) 提出場所：全協事務局 国保組合共通システム担当まで
- (ウ) 納入品の方法：郵送または持参
- (エ) 提出物の形態：提案書（コピーを2部、電子媒体1式）
（提案書は、WordまたはPowerPointで作成した、電子データの提出含む）
なお、本文に社名を記さないこと。（フッター等に社名は入れないこと）

② 提案書の採否連絡

第1段階として、提案書の内容から選定し、提案書の採否は営業担当者または説明会出席の担当者以下のように通知する予定。

- (ア) 日時：平成30年6月22日（金曜日） 発送
- (イ) 内容：採否の回答。なお、採用の場合は、プレゼンテーションの日時。

③ プレゼンテーション日程

第2段階として、今回の提案書に従ったプレゼンテーションの実施を提案書採用の会社に対し、以下の日程にて実施する予定。

- プレゼンテーション日時：平成30年6月29日（金曜日）
- 場所：全協事務局 会議室
- 時間：A：10時～12時、B：13時～15時、C：16時～18時
（各時間ともに提案15分、質疑30分）
- 全協出席者：5名程度

④ 最終提案の採否連絡

営業担当者またはプレゼンテーション実施責任者に、以下の日程で、書面にて通知する予定。
平成30年7月6日（金曜日） 発送

(2) 提案依頼書（RFP）に対する対応窓口

① 窓口：全協事務局 国保組合共通システム担当

〒140-0013
東京都品川区南大井6丁目16-16 鈴中ビル大森アネックス 6階
E-mail：kyotsusys@kokuhokyo.or.jp

② 質問・問合わせについて

- (ア) 問合わせなどについては、電子メールのみとする。
- (イ) 電話での問合わせは対応いたしかねます。

(3) 提供資料

後記「4. 開発に関する条件（4）全協からの貸与資料」に準ずる。

(4) 参加資格条件

今回のシステム開発においては、国保組合業務システムを全面的に再構築するため、システム開発に参画いただくITベンダー各社には、参加資格として以下の条件を満たしていることを必須とする。

- ① ITコーディネータ、技術士（情報部門）、またはシステムアナリストなど業務に精通したシステムの専門家が1名以上プロジェクトに参画できる体制にあること。
- ② 貴社プロジェクトリーダーがプレゼンテーションに参加すること。
- ③ プライバシーマークの認定またはISMS認証を取得していること。

(5) 選定方法について

前記「(1) 提案手続き・スケジュール」で示したように2段階の選定を行い、第1段階は、提出された「提案書・見積書」から、最大3社を選定する。

第2段階は、プレゼンテーション等の提案内容と質疑対応により、最終選定をする予定。

第1段階、第2段階ともに、全協にて設定した評価基準に基づいて、客観的に公平かつ厳正に評価する。

4. 開発に関する条件

システム開発を行う上での条件は以下のとおり。

(1) 開発期間

- ① 国保組合ワーキンググループ検討会開催期間
平成30年6月～12月
- ② 開発作業開始年月日
平成30年7月1日
- ③ 納期年月日
平成31年6月30日

(2) 作業場所

- ① アプリケーションソフトウェア開発場所
アプリケーションソフトウェアの開発場所は、貴社にて準備すること。
設計打ち合わせやレビューの場所、デモンストレーション・テストの場所、および進捗会議等の場所は全協の会議室とする。
- ② 開発打合せ場所
全協および国保組合等との打合せ場所は、全協の会議室で行うものとする。
なお、国保組合等の人数により場所が変わる場合は事前に連絡をする。

(3) 開発用コンピュータ機器・使用材料の負担

開発に必要な資材（開発用コンピュータ機器・使用材料の利用料金、端末や周辺装置の検収までの費用等）は、貴社の負担とする。

(4) 全協からの貸与資料

システム開発に必要な物件・資料のうち、返却の必要なものおよび持ち出し禁止条件に該当するものについては、契約書の機密保持条項に基づき、所定の手続きにより貸与する。

(5) 全協からの提供物件

システム開発に必要な前記の貸与物件・資料以外については、機密保持条件内で所定の手続きを行い提供する。

5. 契約事項

契約に関する条件は、以下のとおり。

(1) 発注形態

プログラム開発、教育訓練を含む移行支援等に関しては請負契約とする。

ハードウェア、システムソフトウェア、パッケージソフトウェア等の契約形態については貴社より提案すること。

(2) 検収

検収については以下の条件とする。

① 検査・検収期間について

検収は、成果物納品明細書、所定の検収依頼書、および品質保証書を受けて、検収テスト計画書に従ったテストを実施後、合否判定する。判定結果はテスト実施後 1 週間以内に通知する。

② 作業完了報告書提出年月日について

検収テスト合格後 2 週間以内に貴社は作業完了報告書を提出する。

(3) 支払条件

作業完了報告書および納品書・請求書を受領後、翌々月末に貴社指定口座への振り込みとする。

(4) 保証年数（瑕疵担保責任期間）

納品後 1 年間を瑕疵担保責任期間とする。ただし、全協で改造を加えたものは除く。

(5) 機密保持

全協から提供した資料・情報（個人情報を含む）および作業の中で知り得た情報の機密保持のため、別途機密保持契約を締結するものとする。

(6) 著作権等

完成したシステムの所有権、著作権、および 2 次的著作物の利用権は、対価の支払時点で全協に帰属または移転されることを原則とする。

(7) その他

① 仕様確定後に発生した仕様変更・機能追加、スコープ変更については、契約条項に基づいて取り扱う。

② 貴社の責によるシステム開発の遅れや品質不適合等によるリスクについては、貴社の負担とする契約とする。

③ システム開発における貴社の再委託先については、所定の手続きにより報告を行うものとする。再委託先によるリスクは全て貴社の責とする。